

# 国際法

鶴田 順  
小林友彦

## はじめに

本欄で紹介させて頂くのは、昨年一〇月から本年九月までに本誌「文献月報」に掲載された著書・論文などである(国際経済法と国際環境法の文献については、それぞれ国際経済法と環境法の欄を参照されたい)。ただし、この期間中に「文献月報」に掲載された文献を遍くフォローできたわけではなく、また限られた紙幅の都合から、紹介を断念せざるをえなかった文献も多い。上記期間中に連載が終了していない文献については、次年度以降の本欄に委ねた。また、紹介させて頂いた文献についても、我々の能力不足から誤解などがあるかもしれない。あらかじ

めお断りして、ご海容をお願いする次第である。なお、学会報告および論文の副題は、原則として省略させて頂いた。

## 一 学会活動

本年度の国際法学会の春季大会は、五月八日に大阪大学で開催された。佐藤義明「国際司法裁判所による主文の構成」、湯山智之「国家責任法における『事実上の帰属』としての私人行為の国家への帰属」、赤根谷達雄『「保護する責任」と主権国家レジームのゆらぎ/変容」、青木節子「宇宙の探査・利用をめぐる『国家責任』の課題」、杉原高嶺「国際司法裁判所における *jura novit curia* 原則」の報告が行わ

れた。

国際法学会の秋季大会は、一〇月九日・一〇日に神奈川大学で開催された。第一日は、共通テーマ「海上における法執行活動の新展開」のもと、森田章夫「国際法上の海賊(Piracy *Jure Gentium*)に対する国家管轄権の適用」、森川幸一「海上法執行活動に伴う *use of force* の概念をめぐって」、山田哲也「ソマリア「海賊」問題と国連」、杉木明子「ソマリアにおける「紛争」とソマリア沖海賊問題」の報告が行われ、最後に、Alfred H. A. Soons (ユトレヒト大学教授) による特別報告「Law Enforcement in the Ocean」が行われた。第二日目の午前中は、共通テーマ「国際社会における倫理性と法規範」のもと、位田隆一「国際法規範形成における倫理」、中野

俊一郎「国際商事仲裁と国家法秩序の関係」の報告が行われた。午後の部は、二つの分科会に分かれて行われ、第一分科会は、共通テーマ「国際組織のアカウンタビリティ」のもと、宮野洋一「国際組織のアカウンタビリティという問題」の位相」、秋月弘子「国際機構法とアカウンタビリティ」、丸山政己「国連安全保障理事会における立憲主義の可能性と課題」、吉田脩「国際組織の「アカウンタビリティ」概念」の報告が行われた。第二分科会は、共通テーマ「企業の社会的責任とグローバル・コンパクト」のもと、吾郷眞一「国際労働基準とCSR」、梅田徹「企業の社会的責任(CSR)と国際法的規制の検討」、高杉直「多国籍企業と国際的なCSR」、佐藤安信「グローバル時代の法をめぐる実務的課題」の報告が行われた。

本年度の世界法学会の研究大会は、五月九日に大阪大学で開催された。田畑茂二郎『世界政府の思想』(岩波書店)の刊行から六〇年を迎えたことをふまえ、佐藤哲夫「見果てぬ夢、国連常設軍」、中山雅司「世界憲法案と人権保障の現状」、川副令「J・L・ブライアリの司法的紛争解決限界論とその背景」、村上太郎「今日の「事実上

の国際政府」理論と一方的行為」、黒神直純「国連事務局の機能変化」、福永有夏「国際機関の開発政策と世界政府思想」の報告が行われ、最後に、松井芳郎による特別報告「グローバル化の時代における『世界政府の思想』」が行われた。

本年度の国際法協会日本支部の研究大会は、四月一七日に東京大学で開催された。統一テーマ「主権免除の新たな展開」のもと、山田中正「国連国家免除条約の成立」、鶴岡公二「国連国家免除条約の締結とその意義について」、中西康「主権免除をめぐる国際私法上の問題」、垣内秀介「主権免除をめぐる手続法的问题」、信森毅博「中央銀行からみた主権免除法整備の意義」、福島栄一「日本官庁を被告とする米国主権免除法(FSIA)の下における事例研究」の報告が行われた。

## 二 総論、法源、歴史、 条約法、外交実務

国際法と国内法の関係については、「特集／日本における国際法」(ジュリ一三八七)が、包括的に概観した。小寺彰「奥脇直也「企画の趣旨」によれば、研究者・実務家による整理・解説

を通じて、日本における国際法の位置づけの特色・背景・課題を明らかにした。総論的位置づけの第1部では、ま

ず、園部逸夫「小寺彰「最高裁判所と国際法——園部元最高裁判事に聞く」で、園部は、法適用にあたってまず法律、次に憲法を見て、当事者の主張によつて国際法が出てくるという感覚があったこと、人権等の国際的動向には留意していたこと、裁判所が国際法を適用するには下級審で十分に議論される必要があること等の見解を披露した。山本草二「国家の条約解釈権能をめぐる課題」は、各国家による条約解釈の対外的な合理性・対抗力の確保のあり方や国際機関による解釈の位置づけについて解説した。関連する実定国際法および学説の展開を整理したうえで、条約解釈権能を担う複数の国内機関の間での配分と調整のあり方を検討し、現行国際法による規律の課題を指摘した。石川健治「『国際憲法』再論」は、ミルキヌ「ゲツェヴィツチ『国際憲法』が各国憲法の併存を前提としてつとも民主化を通して公法統一へ発展する方向性を示したと再構成した。他方で、その前提が危ういという点を指摘し、国際法と国内法の関係に関する国際法学説をふまえて、近年の「憲法

化」と「断片化」のアプローチを整理した。

「特集／国際法の理論と実務」(自正六一・五)は、実務的に関心の高い論点について研究者と実務家が解説した。大森正仁「国際法の理論と実務」、小寺彰「国内法の「域外適用」と国際法」、牛嶋龍之介「国際カルテル事件における外国購入者からの損害賠償請求訴訟と独禁法の域外適用」、道垣内正人「国内法の国際的適用範囲」、森田章夫「自由権規約国家報告制度の国際法上の意義」、武村二三夫「川崎真陽「国際人権(自由権)規約第5回政府報告書審査の概要及び日弁連の活動」を収める。

「特集／用語で確認・国際法の『常識・非常識』(法セ五五・一)は、国際問題について日常的に用いられている用語について解説した。森川幸一「武力行使とは何か」、臼杵英一「国家とは何か」、山形英郎「条約の解釈とは何か」、西村弓「領海侵犯」とは何か」、森肇志「大使館は「治外法権」か」、玉田大「国際裁判所の判決はどのような効力をもつか」などを収める。

歴史的観点からの論考としては、明石欽司「国際法の妥当範囲」(国際一

〇九・一)は、一六世紀以降の国際法理論において、国際法が地理的・事項的によつてどのような妥当範囲を有するものとされてきたかを歴史的に考察することで、「国際法の完全性」の存否について論じた。西海真樹「Le droit international moderne et le Japon: son attitude évolutive de 1858 à 1945」(新報一一六・三三四)は、一九世紀半ばの欧米列強との不平等条約の締結から一九三〇年代・四〇年代の大東亜国際法論までをたどることで、日本が近代国際法にいかに向き合ってきたかを歴史的に考察した。

条約法については、山形英郎「条約解釈目的と条約解釈手段」(法雑五六・三三四)は、条約解釈に関する「当事国意思主義」、「文言主義」、「目的論主義」と「政策論主義」とこれらの関係性について、条約解釈の目的と手段を区別したうえで、あらためて精査した。山形には「条約の解釈とは何か」(法セ五五・一)および「国際司法裁判所における条約解釈手段の展開」(日本国際経済法学会年報一九)もある。また、長谷川正国「フィッツモーリス報告書における条約義務の類型」(福法五四・四)は、Gerald Grey Fitzmauriceが国連国際法委員会の特別報

告者として提出した条約法に関する報告書を条約義務の類型という観点から検討し、同報告書は「利益の相互的な交換を内容とする義務」、「全当事国による同一義務の一樣かつ相応する履行に依存する義務」と「絶対的で一体的な履行を要求する一般的な公的性質を有する義務」の三つの条約義務を基礎に構成されていることを明らかにした。

外交実務の観点からは、鶴岡公二「外務省と国際法」(ジュリ一三八七)が、国際法優位説に立って、国際法の深化に伴い法主体が多様化していることを確認したうえで、国家による国際法の国内的実施を国内的権限の根拠を与えるものと国際約束の実施の法的基盤を整備するものとに類型化し、具体例を紹介した。堀之内秀久「日中領事協定」(ジュリ一四〇二)は、二〇〇二年の瀋陽領事館事件発生後の八年間を振り返り、日本政府として取り組む必要のあった法的課題について論じるとともに、本年発効した日中領事協定がこれらの課題をいかに克服しようとしているのかを明らかにした。小松一郎「外交実務で『国際法を使う』ということ」(新報一一六・三〇四)は、国際法を「認められた意思決定者」に

よる意思決定の継続的プロセスとして動態的に捉え、日本の憲法体系下で、このような意思決定はどのように行われるのか、また、このような意思決定をサポートする立場にある国際法担当者役割はどのようなものであるかについて論じた。小松には、同論文の補足として、国際裁判等の国際紛争処理制度を活用した紛争処理の意義等について述べた「紛争処理と外交実務」(ジュリ一三八七)もある。折田正樹「湾岸危機・戦争(一九九〇—一九九一年)と日本の対応」(同)は、湾岸危機・戦争時のイラクの行為に対する国際社会の反応を主要国の動きや国連安保理決議に基づいて整理し、国際法上の評価を行うとともに、日本政府の対応についても評価した。また、正木靖「二〇〇六年の北朝鮮関連国連決議をめぐる国際法上の諸問題」(同)は、二〇〇六年の北朝鮮によるミサイル発射等に対して国連安保理で採択された二つの決議をめぐる国際法上の諸論点について、国連安保理決議の法的拘束力、国連憲章第七章に言及する意義、国連加盟国に求められた輸出入規制や貨物検査等に焦点をあてて論じた。

### 三 国 家

伝統的な論点を現代的に再検討する動きがみられた。藤澤巖「不干渉原則における jurisdiction (competence) 概念の意味」(国際一〇八・三)は、客観法と主観法を対峙させる形で学説を比較検討し、国内管轄事項の概念が

客観法の観点から導入されたにもかかわらず、それが今日の国際法学説において混同されていると指摘した。他方で、客観法構成を貫徹すると強制の主観法が無制限に拡散する恐れがあることから、フェアドローは意識的に客観法構成を主観法構成で補完させたと再解釈できるとした。

櫻井利江「コソボ分離に関する国際法(1)(2)完」(同法六二・二一三)は、非植民地化以外の状況での自決権の意味を問い直す作業の一環として分離権に注目した。救済的分離が認められる条件について、コソボ独立の事例における国際司法裁判所勧告的意見および諸国家の見解の内容を分析し、救済的分離をめぐって、領土保全原則の適用範囲、「人民」の定義、独立宣言に対する国際法的規律、国家承認の要件、

安保理決議の解釈等が争点となったことを明らかにし、検討を加えた。櫻井「国際法における分離独立」(同法六一・三)も出た。また、櫻井「冷戦後の自決権の展開」(同法六一・六)は、冷戦後の政府と一部集団の間の和平合意において、自決権の一種として分離権が承認される実態があることを実証的に明らかにした。

小寺智史「国家平等原則の概念枠組み」(新報一一六・三〇四)は、平等観の多様化に伴って日本の国際法学界における国家平等原則の理解に混乱があると指摘したうえで、新たな概念枠組み構築のための方向性を示した。

### 四 領域 (陸・海・空・宇宙)

領域論については、許淑娟「領域権原論再考(1) (6)完」(国家一二二・一一二)が完結した。許は、領域権原の多義性と多面性を確認したうえで、領域権原の成立態様に着目しながら、領域権原を支える基盤、さらには領域権原の確認という局面の多層性と相互作用を視野にいれて、領域権原論の変遷を跡付けた。その際に、領域規律をめぐる「実効性」の意

義を捉えなおすために、領域権原を支える基盤を、現実の領域支配である「権原の物的基盤」と基盤でありながらもそれ自身正当化の文脈を含む「権原の正当化基盤」の二つに区分し、これらを用いて現代における領域権原概念の意義と機能の再構成を行った。

海洋法については、中谷和弘「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(ジュリ一三八五)は、同法の内容を簡潔に紹介するとともに、

同法の制定意義、同法における海賊行為の定義、同法にもとづく武器の使用、海賊行為者に対する司法警察権限の行使等の論点について検討した。森川幸一「武力行使とは何か」(法セ六六一)は、海上における「武力の行使」と海上警察活動に伴う「実力の行使」のそれぞれの概念について整理し、両者を区別する基準を国の権限行使が国内法令の執行としての性質を有するものにとどまるか否かに求めた。西村弓「領海侵犯」とは(法セ六六一)は、外国船舶は他国の領海において無害通航権を有することから、外国軍艦による他国の領海内の航行であっても、領域国の同意なき飛行の禁止を前提とする「領空侵犯」と同視して「領海侵犯」と表現するのは適切ではないことを指摘した。下山憲二「南シ

ナ海における米国海洋調査船に対する妨害事件」(防衛法研究三三三)は、二〇〇九年に南シナ海の中国の排他的経済水域内で発生した、米海軍所属海洋調査船インペッカブル号が五隻の中国船に包囲され調査を妨害された事件を紹介したうえで、排他的経済水域における沿岸国の同意を得ていない海洋調査活動に対して沿岸国が採り得る措置について検討した。

栗林忠男「杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』(有信堂高文社)」は、日本にかかわる海洋法のさまざまな問題を検討した。薬師寺公夫「船舶の国籍と旗国の国際請求権」、浅田正彦「九州南西海域不審船事件と日本の対応」、深町公信「国際海峡における沿岸国と利用国との協力」、鶴田順「改正SUA条約とその日本における実施」、三好正弘「排他的経済水域における調査活動」、古賀衛「日本周辺の海洋境界画定をめぐる法的諸問題」、栗林忠男「加々美康彦「海洋法における「島の制度」再考」、坂元茂樹「公海漁業の規制と日本の対応」、森川俊孝「船舶事故による海洋汚染の防止と日本」、水上千之「捕鯨問題と日本」を収める。

海洋法については、日本海事センタ―編『海洋法と船舶の通航(改訂

版)』(成山堂書店)、島田征夫「林司宣編『国際海洋法』(有信堂高文社)」も出た。

空法については、坂本まゆみ「空における警備行動概念の再考」(新報一六・三〇四)は、空における警備行動の最近の動向として、航空機を用いたテロリズムへの対処と大量破壊兵器等の「拡散に対する安全保障構想」(PSI)における航空阻止の二つを取り上げ、それぞれの現行法に基づく対処の可能性と限界を明らかにした。宇宙法については、松掛暢「宇宙活動におけるアクターの多様化と国家責任」(法雑五六・三〇四)は、宇宙開発利用に関する活動主体や利用形態が多様化したことを受けて生じている法的課題について、宇宙条約における「自国の活動」、「関係当事国」と賠償責任に焦点をあてて検討した。

## 五人 権

人権条約の機能について、岩沢雄司「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」(世界法年報二九)は、自由権規約委員会による同規約解釈の国内裁判所における法的位置づけを検討し、規約の有権解釈であること、実行の蓄

積により事後の慣行になりうること、当事国の反論がなければ解釈の補足的手段となりうることを示した。そのうえで、自由権規約委員会の解釈を有権的決定とする二〇〇八年の一般的意見三三の位置づけについて、国連総会が通例と異なる扱いをしたことが懸念されると指摘した。他に、国際人権法の普遍化・憲法化に関する薬師寺公夫「国際人権法の現代的意義」(世界法年報二九)、薬師寺「日本における人権条約の解釈適用」(ジュリ一三八七)、国際コントロールの観点から整理した森田章夫「自由権規約国家報告制度の国際法上の意義」(自正六一・五)も出た。新たな国際制度に対する関心も高かった。まず、個人通報制度を設けるべく二〇〇八年にコンセンサス採択された社会権規約選択議定書への反応があった。申恵丰「人権条約の現代的展開」(信山社)第七章は、社会権規約の国際実施制度を概観した。武藤達夫「社会権規約選択議定書の採択経緯について」(関東学院一九・三)は、同議定書採択までの二〇年にわたる議論の流れを丹念にたどった。社会権規約委員会の法的地位が不明確である等の課題もあるものの、同議定書が繊細なバランスの上に成立したと評価した。渡辺豊「社会権規約選択議定書の採

択」(新潟四二・三〇四)は、社会権規約選択議定書の起草過程での論点に検討を加え、未導入の制度があること、国家の政策判断の「合理性」要件の解釈や差別禁止原則の適用基準が不確定なこと等を課題として指摘した。

また、国連人権理事会については、戸塚悦朗「国連人権理事会」(日本評論社)、坂元茂樹「国連人権理事会諮問委員会」の発足とその課題」(国際人権二〇)が出た。その他、前田直子「欧州人権条約における第十四bis議定書の採択」(神戸大学国際協力論集一七・三)は、欧州人権条約第一四議定書の主要規定を暫定適用する方法が並立することの法的効果を分析した。

人権保障における私企業の責任については、再検討の動きがある。「特集／国際人権法の国内実施の現在」(国際人権二〇)では、村上正直「私人・私企業による差別の撤廃をめぐる」で、浅倉むつ子「雇用における性差別撤廃の課題」のほか、国際人権規範の私人間適用に関する学際的な分析がなされた。他に、菅原絵美「企業の人権保障義務」とその実現」(国際公共政策研究一四・二)も出た。

また、女性差別撤廃条約については、山下泰子「女性差別撤廃条約と日本」(尚学社)、国際女性の地位協会編『コ

ンメンタール女性差別撤廃条約」(尚学社)が、また、障害者権利条約については、松井亮輔・川島聡編「概説 障害者権利条約」(法律文化社)が出た。

## 六 国家責任

国家責任について、岩月直樹「現代国際法上の対抗措置制度における均衡性原則」(立教七八)は、国際判例の検討をふまえ、対抗措置の均衡性をめぐって相当性・目的性・総合評価による判断が多元的に併存していることを明らかにしたうえで、これらの判断基準が単独であるいは加重的に適用されるかは、個々の紛争の平和的処理の過程に依存することを明らかにした。植木俊哉「国連国際法委員会による「国際組織の責任」に関する条文草案の批判的考察」(法学七三・六)は、国際組織責任条文草案の起草過程を素材として、国連国際法委員会の法定立機能の特徴と変化を分析した。まず、国家と異なり国際組織は概念上均質的ではないという特性があることから、国家責任条文とのパラレリズムを追求する場合でも調整が必要であると指摘した。そのうえで、「加盟国の責任」、「組織の規則」及び「違法性阻却事由」

(国際組織に違法行為が可能か、自衛権を有するか等)等の固有の論点について検討し、課題を指摘した。

## 七 紛争の平和的解決

国際裁判に関して、酒井啓巨「国際司法裁判所仮保全命令の機能(1)(2)完」(論叢一六三・三、一六五・一)は、従来は手続的側面から当事者の権利保全のために用いられてきた仮保全措置を、最近の国際司法裁判所は実体的側面から紛争管理の手段として用いる傾向があることを明らかにした。仮保全措置命令の法的拘束力を認めたことで、今後は運用が厳格化する一方で、勧告が代替的機能を果たしうると指摘した。また、仮保全措置の両義的利用にあたっては、国際司法裁判所の司法機能としての機能と調停者としての機能の両立が課題となると指摘した。また、国際司法裁判所の管轄権に関して、玉田大「国際司法裁判所における瑕疵治癒原則」(岡山大学法学会編『法学と政治学の新たな展開』有斐閣所収)は、方式厳格性と具体的妥当性を対峙させつつ、再提訴が容易・簡便な瑕疵は判決時までには治癒すれば、訴訟経済等の観点から管轄権が認めら

れると判例を整理しつつ、最近混乱が見られると指摘し、瑕疵治癒原則とノッテボーム原則を組み合わせることで国際司法裁判所は管轄権を拡張している」と指摘した。石塚智佐「ボゴタ規約にもとづく国際司法裁判所の管轄権」(一橋法学九・二)は、OAS枠内の裁判条約が採択から半世紀後に国際司法裁判所で援用されるようになった背景を探った。証拠法に関して、内ヶ崎善英「ICJの事実認定と第三者機関」(新報一一六・三〇四)は、証拠の遍在がもたらす事実認定の困難に対して国際司法裁判所が証明基準を柔軟に用いていることを明らかにした。中島啓「国際裁判における推定の法構造」(国際一〇八・三)は、事実認定において「推定」を行うことの法的性質を分析した。

また、国際裁判所研究会「国際裁判所と国内裁判所(1)〜(3)完」(上法五三・二〜四)は、国際法規範や国際裁判所の普及・拡大が国際裁判所と国内裁判所の普及・拡大が国際裁判所と国内裁判所の関係にどのような影響を及ぼすかに注目した。伝統的な国内救済完了原則が作用する場合や独自の制度的連関が設けられた場合に限らず、裁判所間に実質的な相互連関がみられると指摘した。さらに、国際裁判所が国際制度の国内的な実効性の向上を意識して

判断するようになるのに対応して、国内裁判所も国際裁判所の解釈に合致した判断を下す傾向があると概観した。

## 八 国際刑事法

国際法上の重大な犯罪を主導した国家元首や政府高官等の処罰を扱った論

考として、稲角光恵「国家元首や高官の刑事手続からの免除と公的資格無関係の原則との相克」(金沢五二・一)は、国際法上の重大な犯罪を主導した国家元首や政府高官等の処罰が国際社会の利益であるとして発展してきた国際法規則(公的資格無関係の原則)と国家元首等の免除についての伝統的な国際法規則の間の抵触を明らかにしたうえで、国際司法裁判所の逮捕状事件判決の検討を通じて、政府高官の外国の刑事裁判管轄権からの免除享受の可否を判断する際の諸条件を整理し、これを批判的に検討した。竹村仁美「オマール・ハサン・アフマド・アル・バシールに対する検察官の逮捕状請求に関する決定」(九国一六・三)は、国際刑事裁判所予審裁判部Iによる現職のスーダン大統領アル・バシールに対する逮捕状の発布を可とする決定を詳細に紹介し、同決定にまつわる法的論

点を包括的に検討した。また、望月康恵「国際的な司法介入の課題」(関学六〇・二)は、二〇〇六年に設立されたカンボジア特別裁判部の設立過程を概観し、その組織のあり方や機能をカンボジアの政治状況との関連において捉え、国際的な司法介入の意義と課題を明らかにした。

また、二〇〇七年に日本が国際刑事裁判所の加盟国となったことを受けた論考として、妻木伸之「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」における「重大犯罪」に関する特別な取扱い」(新報一一六・三〇四)は、同法の内容を紹介するとともに、同法における「重大犯罪」に関する特別な取扱いを、国際刑事裁判所への犯罪人引渡しに焦点をあてて検討した。また、山上信吾「国際刑事裁判所への我が国の加盟と国際社会における法の支配の進展」(新報一一六・三〇四)は、極東軍事裁判所条例と国際刑事裁判所ローマ規程を裁判所の構成(裁判官・検察官)、適用法、捜査・公判の手続等に焦点をあてて比較検討し、極東軍事裁判所条例について指摘されてきた様々な問題点が、国際刑事裁判所ローマ規程においていかに是正されているかを明らかにした。

## 九 国際機構

山田哲也『国連が創る秩序』(東京大学出版会)は、国連が秩序を創ること

の正統性を問い直そうとした。暫定統治等の国連の領域管理が、いかなる法的根拠・手続に基づいて、いかなる国内秩序を再建しようとしているかを検討したうえで、そのような国内秩序と国連が企図する国際秩序との間の相互関係を批判的に考察した。さらに、自決権を制約する一定の基準が形成されつつあると指摘し、その形成過程で

主要な役割を果たす安保理の権力性についてあらためて問題提起した。雨野統「国際機構の『業務法』」の可能性」(新報一一六・三〇四)は、暫定統治機構が展開する現場で機能すること、国際機構の法構造について従来の「内部関係」と「外部関係」の区分に加えて国際機構が実際に展開する現場を「第三のフィールド」として並立させ、より包括的に把握する分析枠組みを提示した。国連安保理について、加藤陽「国際機構の法的拘束力を有する決定による政治的紛争の解決(1)(2)完」(論叢一六五・二、五)は、冷戦後の

安保理が政治的紛争に対して法的拘束力を有する決定を行うようになったことに注目し、紛争処理の法制度の発展の契機であると指摘した。瀬岡直「国連集団安全保障体制における拒否権の意義と限界——「平和のための結果」決議の起草過程を素材として」(同法六一・七)が、「平和のための結果」決議の起草過程における安全保障理事会と総会の権限関係に関する議論に注目して、拒否権の制約要因を検討した。松田竹男「安保理の暴走？(1)(2)完」(法雑五六・一一二)も、近年の実行を批判的に検討し、問題提起を行った。

黒神直純「国連行政裁判所の改革について」(前出『法学と政治学』の新たな展開)所収)は、国連行政裁判所の司法審査制度の拡充が国連職員身分保障制度に及ぼす影響を考察した。既存制度の機能不全を動機として発足した新たなオンブズマン事務所制度と二審制裁判所制度を概観したうえで、その課題として人的管轄の範囲の不明確性と制度運営にかかる技術的な問題点を指摘した。

### 一〇 軍縮・軍備管理・

### 国際人道法・武力紛争法

軍縮・軍備管理の分野では、阿部達也「軍備管理法の実効性の確保における国家の役割(1)〜(3)完」(論叢一六三・四、一六五・四、一六六・二)が完結した。阿部は、国内実施義務の履行を軍備管理法の実効性確保という観点から取り上げ、「違反・責任・救済」という伝統的な法過程を補完また代替する「実施・遵守・是正」という現代的な法過程を実証的に分析し、国際法が国家に対していかなる役割を求め

いるかを検討した。検討の結果として、国家には、①国際社会からの要求を国内社会において実現するという統治機構としての役割、②国内社会における実施状況を国際社会に対して説明する責任を果たす役割、③討議の場としてのフォーラムに参加して国際的な合意の形成とその実施に関与するという役割が求められるようになったと結論し、これら三つの役割は「国家の三重の役割」として捉えるべきであるとした。西谷齊「制度形成型」有志連合の国際法上の機能と限界」(新報一六・三二四)は、対人地雷禁止条約の定立についての「オタワプロセス」と大量破壊兵器等の拡散を阻止するために提唱された「拡散に対する安全保障構想」(PSI)を比較検討することで、これら二つの制度形成における

「有志連合方式」が国際法の定立において有する意義と問題点を明らかにした。

国際人道法の分野では、非国際的武力紛争における国際人道法上の原則や規則の適用可能性について検討した論者が多数物された。田村恵理子「非国際的武力紛争における人道法と人権法の関係」(国際一〇九・一)は、国際人道法と国際人権法の関係の主流の捉え方である「補完説」が最も妥当する非国際的武力紛争の構造を「垂直関係」と「水平関係」に区分したうえで、前者については人権法に補充される内容の拡充が図られる傾向にあるものの、後者については人権法による補充が曖昧あるいは制約的であると指摘し、後者における「致命的な力」の行使の局面における人道法と人権法の関係を精査した。その「致命的な力」に着目する論考として、樋口一彦「非国際的武力紛争における国際人権法上の生命権」(疏法八二)は、一九九九年から二〇〇〇年にかけての「第二次チエチエン紛争」中に発生した事件についての欧州人権裁判所による二つの判決の検討をふまえ、国際人道法と国際人権法の本質的な違いを「致命的な力」を行使する側とされる側の対称性の有無(前者では対称性を欠くのに対

して後者は対称性を有するとする)に求めた。尋木真也「非国際的武力紛争における戦時復仇の存立基盤」(早研一三二)は、非国際的武力紛争における戦時復仇の妥当性について、国際人道法の原則の一つである軍事的必要性と戦時復仇の基盤である相互主義との関連において検討し、非国際的武力紛争においても戦時復仇を一般的に妥当させるためには、政府と敵対武装集団との間に勢力の不均衡がある場合でも相互主義が成り立つのかという根本的な問題を解決する必要があると結んだ。また、尋木「慣習国際人道法における敵対武装集団の位置づけ」(早研一三四)は、国際人道法における敵対武装集団の位置づけの歴史的変遷を整理したうえで、旧ユーゴ国際刑事裁判所の戦時復仇についての判決を検討し、そこでの国際慣習法の認定と適用

についての問題点を指摘し、国際慣習法上の国際人道法の形成・適用における敵対武装集団の位置づけを見直す必要があると結んだ。

和仁健太郎『伝統的中立制度の法的性格』(東京大学出版会)は、国家実行および学説の実証的検討を通して、「戦争に巻き込まれない権利」を法的に保護する制度として伝統的な中立制度を再定立したうえで、いわゆる「中

立義務」はこの権利を享受することを望む国が満たす必要のある「条件」であったことを明らかにした。

#### 一 教科書・判例集・条約集 など

横田洋三編『国際社会と法』(有斐閣)、村瀬信也編『地球的課題と法』(放送大学教育振興会)、柳原正治・森川幸一・兼原敦子編『ブラクティス国際法講義』(信山社)、西谷元編『国際法資料集』(日本評論社)、杉原高嶺・酒井啓巨編『国際法基本判例五〇』(三省堂)、芹田健太郎編『コンパクト学習条約集』(信山社)などが新たに刊行された。また、藤田久一『国際法講義一 国家・国際社会(第二版)』(東京大学出版会)、小寺彰・岩沢雄司・森田章夫編『講義国際法(第二版)』(有斐閣)、家正治・小畑郁・桐山孝信編『国際機構(第四版)』(世界思想社)などの改訂版が刊行された。

(つるた・じゅん 海上保安大学校准教授)  
(こばやし・ともひこ 小樽商科大学准教授)

